

I 投開票速報の概要

県委員会は、県議選の結果を速やかに選挙人に知らせるため、市町委員会及び報道機関の協力ののもとに、報道機関に対して速報を行うものとする。

1 速報の内容

速報の種類	速報指定時刻	県委員会発表時刻	発表の方法
投票状況中間	9時、10時、11時、 12時、13時、14時、 15時、16時、17時、 18時、19時、20時 (別表第1)	各速報指定時刻の30分後 (20時現在については 21時まで)	印刷 (第1号様式)
投票状況確定	確定次第直ちに。	22時頃 (確定次第発表)	印刷 (第2号様式)
開票状況中間	21時30分、21時 50分 以後30分間隔 (別表第2)	各速報指定時刻の30分後	印刷 (第3号様式)
開票状況確定	確定次第直ちに。	・確定市町につき中間速報 にあわせて。 ・選挙区ごとの全市町確定 後速やかに。	印刷 (第4号様式)

2 速報の方法等

(1) 投票状況中間速報

- ①市町委員会は、直接県委員会に、投票状況中間速報時刻表(別表第1。P6)に定める時刻に、パソコンネットワーク及びファクシミリにより速報を行うこと。
- ②速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信ができるよう、態勢を整えておくこと。
- ③ファクシミリによる速報については、県議会議員選挙投票状況中間速報票(第1号様式、P5)を使用すること。

(2) 投票状況確定速報

- ①市町委員会は、直接県委員会に、確定次第直ちに、パソコンネットワーク及びファクシミリにより、速報を行うこと。
- ②速報担当者は、確定後直ちに送受信ができるよう態勢を整えておくこと。
- ③ファクシミリによる速報については、県議会議員選挙投票状況確定速報票(第2号様式、P10)を使用すること。

(3) 開票状況中間速報、開票状況確定速報

- ①市町委員会は、直接県委員会に、パソコンネットワーク及びファクシミリにより、次のとおり速報を行うこと。

開票状況中間速報		開票状況確定速報	
パソコンネットワーク	ファクシミリ	パソコンネットワーク	ファクシミリ
開票状況中間速報時刻表(別表第2。P17)に定める時刻により行うこと。		確定次第直ちにを行うこと。	

- ②速報担当者は、速報指定時刻の時間内に送受信ができるよう態勢を整えておくこと。
- ③ファクシミリによる速報に使用する様式については、県議会議員選挙開票状況中間速報票(第3号様式、P13～16)、県議会議員選挙開票状況確定速報票(第4号様式、P23～26)を使用すること。
- ④市町委員会の速報担当者は、開票状況確定速報の報告後においても、県委員会から連絡があるまでは待機すること。

(4) その他

県委員会において受信するファクシミリ 3台 (代表方式)

代表番号 087-835-8544

市町委員会は、あらかじめ短縮ダイヤルとして登録する等の準備をしておくこと。

II 投票状況速報

1 投票状況中間速報

市町委員会のうち、高松市にあっては標準的な5投票区を抽出し、その他の市町にあっては標準的な2投票区を抽出して、投票状況をパソコンネットワーク及びファクシミリにより県委員会へ速報すること。

なお、抽出する投票区は、原則として平成30年執行の香川県知事選挙で抽出した投票区とすること。

(1) 速報事項

県議会議員選挙投票状況中間速報票 (第1号様式、P5) のとおり。

(2) 速報指定時刻

投票状況中間速報時刻表 (別表第1。P6) による。

(3) 発表

県委員会は、県議会議員選挙投票状況中間速報集計表 (第1号様式、P7～P8) により集計し、各速報指定時刻の30分後に抽出投票区の平均投票率 (P7参照) を、20時現在については1時間以内に県全体に県全体の推計投票率 (P8参照) をそれぞれ印刷発表する。

Ⅲ 開票状況速報

2 投票状況確定速報

市町委員会は、投票状況確定結果をとりまとめ、パソコンネットワーク及びファクシミリにより報告すること。

(1) 速報事項

県議会議員選挙投票状況確定速報票（第2号様式。P10）のとおり。

(2) 速報指定時刻等

確定後、次のとおり速報を行うこと。

- ・パソコンネットワーク 確定次第直ちに速報を行うこと。
- ・ファクシミリ

(3) 発表

県委員会は、全市町が確定次第、県議会議員選挙投票状況確定速報集計表（第2号様式、P11）により集計し、印刷発表するものとする。

(4) その他

①市町委員会は、投票状況確定速報に異動が生じたときは、直ちに県委員会に電話連絡を行い、県委員会の指示する方法で訂正報告を行うこと。

この場合の電話は、087-832-3095を使用すること。

②市町委員会からなされた速報の内容に関し、県委員会から電話照会することがあるので、市町委員会の速報担当者は、投票状況確定速報の報告を終えた後も待機しておくこと。

1 開票状況中間速報

市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより開票状況を報告すること。

(1) 速報事項

県議会議員選挙開票状況中間速報票（第3号様式。P13～16）のとおり。

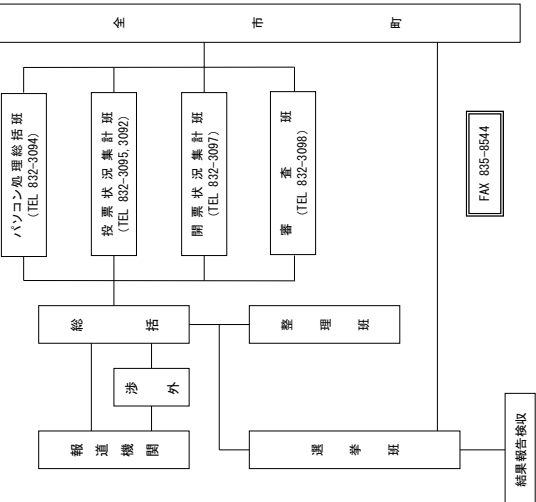
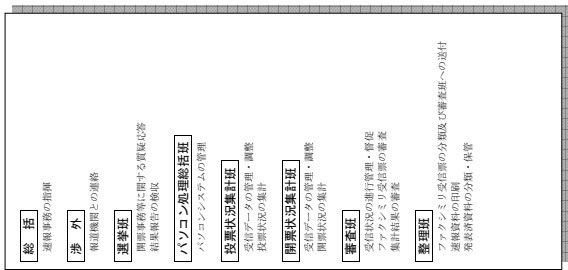
(2) 速報指定時刻等

開票状況中間速報時刻表（別表第2。P17）による。

(3) 発表

県委員会は、県議会議員選挙開票状況中間速報集計表（第3号様式。P18～21）により集計し、各速報指定時刻の30分後に印刷発表する。

IV 投開票速報体制



2 開票状況確定速報

開票が終了した市町委員会は、パソコンネットワーク及びファクシミリにより開票状況確定速報を行うこと。

(1) 速報事項

県議会議員選挙開票状況確定速報票（第4号様式、P23～26）のとおり。

(2) 速報指定時刻等

確定後、次のとおり速報を行うこと。

- ・パソコンネットワーク 確定次第直ちに速報を行うこと。
- ・ファクシミリ //

(3) 発 表

県委員会は、選挙区内の全市町が確定次第、県議会議員選挙開票状況確定速報集計表（第4号様式、P27～30）により集計し、印刷発表する。

(4) その他

市町委員会の速報担当者、開票状況確定速報の報告後においても、県委員会からの連絡があるまでは待機すること。